

# 3 建築物の出入口

## 【基本的な考え方】

建築物の出入口は、高齢者、障害者等が安全に、かつ、円滑に通過できるようにすることが必要です。そのためには、主要な出入口へのアプローチにはスロップを設け、車いすが通過できる幅員を確保し、自動ドアなどの開閉の容易なドアにする等の配慮が必要です。

また、利便性に配慮した動線計画、案内設備の設置、出入口表示等のわかりやすいサイン計画への配慮なども必要です。

### 構造等基準

項目	整備水準	解説
廊下等 「1-1」 表面の仕上げ	イ 表面は、粗面とされ、又は滑りにくい材料で仕上げられていること。	
利用円滑化経路 「14-2」 傾斜路、昇降機 の設置	イ 学校(特別支援学校を除く。)及び共同住宅等以外の公共的施設にあっては、利用円滑化経路上に階段又は段が設けられていないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。	階段又は段を設ける場合の傾斜路又は昇降機の設置の基準です。
利用円滑化経路 「14-2」  有効幅員  戸の構造	ロ 利用円滑化経路を構成する出入口は、次に定める構造であること。  (1) 有効幅員は、80cm以上であること。  (2) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	1以上の通路について整備する必要があります。  車いすが通過できる幅員です。  自動ドアのほか、上吊り形式の引戸や軽い力で操作できるタイプの開戸とします。
視覚障害者利用 円滑化経路 「15-2」 視覚障害者誘 導用ブロック 等	イ 視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等及び点状ブロック等が適切に組み合わせられて敷設され、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備が設けられていること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。	視覚障害者利用円滑化経路として整備する場合の基準です。
案内板 「13-1」 認識性  点字表示	公共的施設全体の概要を示す案内板を設ける場合には、1以上の案内板は、次に定める構造とすること。 イ 文字等は、地色と明度の差の大きい色とし、又は図形、記号等によって表示すること等により見やすいものであること。 ロ 点字による表示が行われていること。ただし、直接地上に通ずる出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合又は点字による表示を行うことが困難である場合は、この限りでない。	建築物に案内版を設ける場合の基準です。

## 設計標準

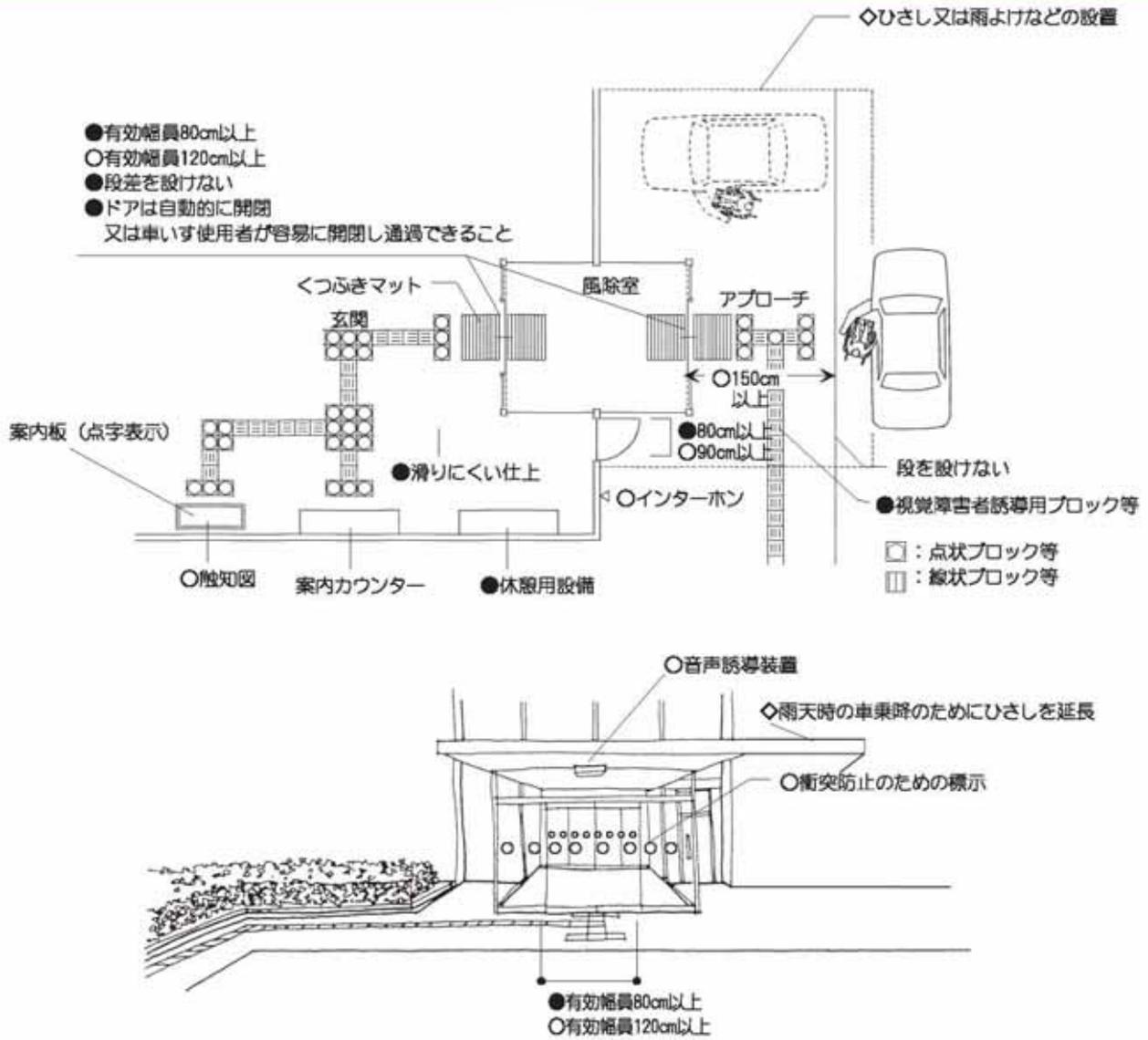
項目	整備水準	解説
出入口の有効幅員	<p>多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の出入口のすべてを整備の対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直接地上へ通じる出入口の有効幅員は、90cm以上とし、その1以上は、120cm以上とします。</li> </ul>	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準 90cm：車いすが通過しやすい幅員です。 120cm：歩行者が横向きになれば車いすとすれ違うことができる幅員です。</p>
戸の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドアを設ける場合は、自動ドアなど車いすが円滑に通過できる構造とし、かつ、前後に高低差を設けないようにします。</li> <li>直接地上へ通じる出入口のうち1以上は、自動ドアとします。</li> </ul>	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
把手	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の出入口の前後には、150cm×150cm以上の水平部分を設けます。</li> <li>手動式ドアを設ける場合の把手は、棒状（垂直）又はレバ - 式とします。</li> <li>把手の取付け位置は、85cm～90cm程度の高さとし、一定のレベルに設定します。</li> </ul>	<p>[BF] 利用円滑化誘導基準</p>
衝突防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドアの全面がガラスなど透明である場合は、衝突による事故を防止するため安全ガラスとし、部分的に色を入れる、シ - ルを貼る等の工夫をします。</li> </ul>	
靴の履き替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の出入口で上履きに履き替える場合には、体を支えるための手すりやベンチを設けます。</li> </ul>	<p>手すりを設置する場合は縦型とします。</p>
靴拭きマット	<ul style="list-style-type: none"> <li>靴ふきマットを設ける場合には、埋込式として平たんになるようにし、端部を固定します。また、材質は車いす使用者の通行に支障のないものとします。</li> </ul>	<p>毛足の長い絨毯などは避けます。</p>
呼出設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の主要な出入口には、インタ - フォンなどの呼出設備を設けます。</li> </ul>	
触知図	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障害者の案内誘導のために、触知図を設けます。</li> </ul>	

## 望ましい配慮

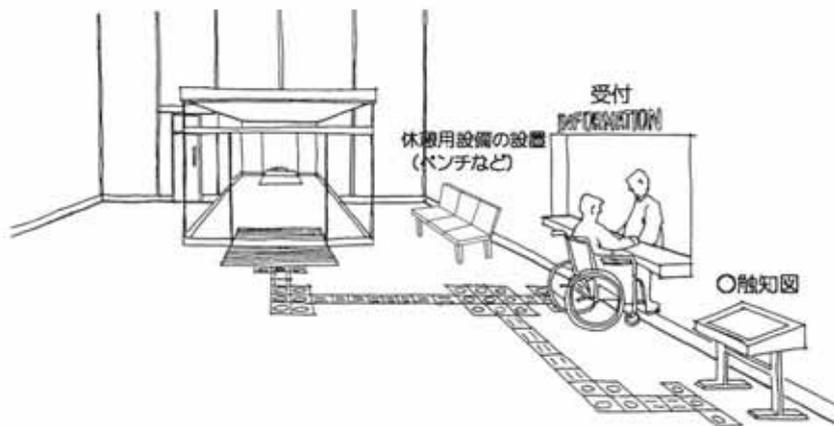
項目	整備水準	解説
ひさし、雨よけ	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨天時の利用に配慮し、建築物の出入口には、ひさし、雨よけ等を設けます。</li> </ul>	
自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動ドアを設ける場合には、開閉時間に配慮するとともに、開閉起動装置の感知域を広げるなど、安全性に配慮します。</li> </ul>	<p>開放時間は10秒程度とします。</p>
段差	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動式開閉戸は、開いたドアに衝突する等、危険となる場合がありますので十分な配慮が必要です。</li> </ul>	<p>光線式などでは、床上20cm程度及び60cm程度の2カ所で感知します。</p>
回転ドア	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷居、溝等は段差が生じやすいので、埋込型のレ - ルを使う等の配慮をします。</li> <li>回転ドアは、高齢者、障害者、乳幼児等には、使いにくく、危険な場合がありますので十分な配慮が必要です。</li> </ul>	

# 建築物の出入口

## 建築物の出入口の整備例

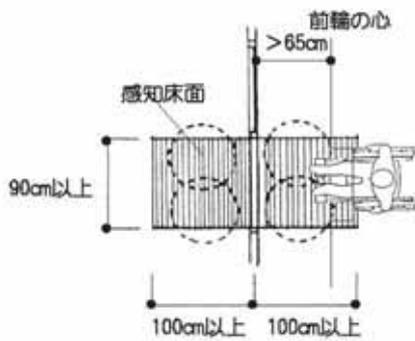


## 建築物の出入口の内部

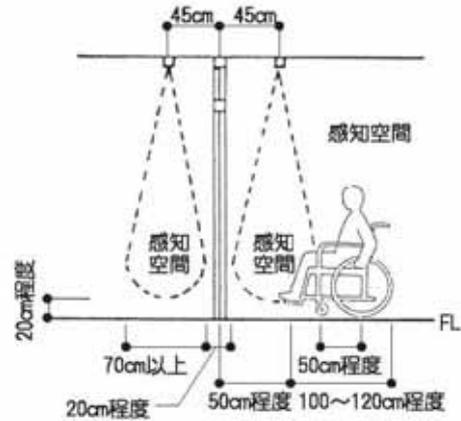


## 自動ドアの感知方式（参考）

a. マットスイッチ（床面感知）

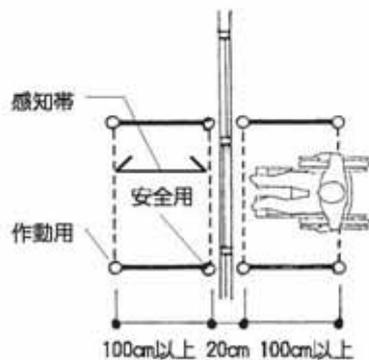


b. 超音波スイッチ（空間感知）

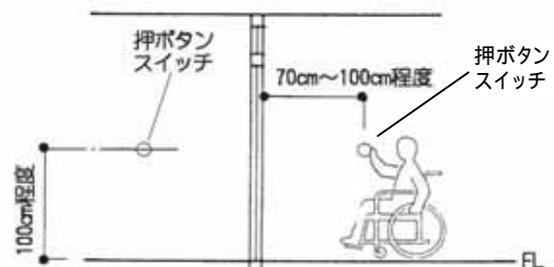


c. 光線スイッチ（線感知）

(平面)



d. 押ボタンスイッチ（点感知）



(側面)

